

1 高齢者虐待とは

平成 18 年 4 月 1 日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）では、

- ・ 高齢者虐待の定義
- ・ 国及び地方公共団体の責務
- ・ 国民の責務
- ・ 高齢者虐待の早期発見
- ・ 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

等について規定しています。

(1) 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待防止法」では、高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」から、不適切な行為や扱いによって権利・利益を侵害される状態、生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることを「高齢者虐待」と定義しています。

■図表 1 ■ 高齢者虐待防止法の用語説明

<p>ア 高齢者 : 65 歳以上の人</p> <p>イ 養護者 : 高齢者を現に養護（介護・世話）している家族、親族、同居人等</p> <p>ウ 養介護施設従事者等 : 「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者</p> <p>【養介護施設】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム・ 介護保険法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター <p>【養介護事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業（予防も含む）、地域密着型サービス事業（予防も含む）、居宅介護支援事業（予防も含む）
--

参考)「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(厚生労働省)

(2) 高齢者虐待の種類

「高齢者虐待防止法」では、高齢者虐待を「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の5つに分類しています。

①【身体的虐待】

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

暴力的な行為等で、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

～具体例～

- ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる等。
- ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする等。



②【介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）】

高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。

～具体例～

- ・ 入浴しておらず（入所者を不潔なまま放置）異臭がする、髪が伸び放題であったり、皮膚が汚れている。
- ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡り続く等、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・ 室内にゴミを放置する等、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・ 高齢者が必要となる介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない等。



③ 【心理的虐待】

高齢者に対する著しい暴言，または著しく拒絶的な対応，その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度，無視，嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

～具体例～

- ・ 排泄の失敗等をあざ笑ったり，それを人前で話す等により高齢者に恥をかかせる。
- ・ 怒鳴る，ののしる，悪口を言う。
- ・ 言葉遣いや名前の呼び方で，子どものように扱う。
- ・ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する等。



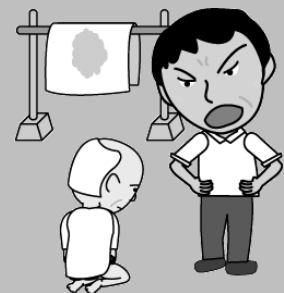
④ 【性的虐待】

高齢者にわいせつな行為をすること，または高齢者にわいせつな行為をさせること。

高齢者との間で合意が形成されていない，あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

～具体例～

- ・ 排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・ キス，性器への接触，セックスを強要する。
- ・ 入浴の際，異性から裸体が見られる等，プライバシーへの配慮をしない。



⑤ 【経済的虐待】

養護者，または養護していない高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること。その他，高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者の合意なしに財産や金銭を使用し，高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

～具体例～

- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない，使わせない。
- ・ 高齢者の自宅等を本人に無断で売却する。
- ・ 年金や預貯金を高齢者の意思・利益に反して使用する等。
- ・ 入所者の私物や預かっている預貯金を勝手に搾取したり消費する。



⑥ 【虐待防止法に位置づけられている以外の虐待】（5つの虐待と準じた対応を行う）

自己放任（セルフネグレクト）

認知症等により，生活に関する能力や意欲の低下した1人暮らしの高齢者が自ら他者に対して援助を求めず，自分で自分の日常生活を放置している状態。